第七条第一項中「(ジャガイモシストセンチュウ」の下に「又はジャガイモシロシストセンチュウ」を、「におけるジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「かえる」を「代える」に改め、同条第二項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「抽出し」を「抽出して」に、「品種別」を「及び品種別」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加え、「、品種別」を「及び品種別」に改める。

第八条第一号ロ(1)中「の発生していない地域にある」を「若しくはジャガイモシロシストセンチュウの発生していない地域にある」に、「の発生している地域」を「若しくはジャガイモシロシストセンチュウの発生している地域にある場合」に、「ジャガイモシストセンチュウが」を「ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが」に改め、同条第二号イ及び第三号ロ中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加える。

別記様式備考2中「ほ場別」を「ほ場別，生産者別及び品種別」に改める。

○農林水産省告示第八百八十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条第二号の規定に基づき、平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

第四条第五項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を、「という。）」の下に「第三条」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「ジャガイモシストセンチュウ」の下に「及びジャガイモシロシストセンチュウ」を加える。

○経済産業省告示第七十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。なお、平成二十七年経済産業省告示第百七十七号（経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件）は、平成二十八年四月一日限り、廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章及び第四章（第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、電力・ガス取引監視等委員会事務局長の所掌に係るものについては電力・ガス取引監視等委員会事務局長に、経済産業局長の所掌に係るものについては経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、経済産業局長の所掌に係るものについては経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、産業保安監督部の支部長の所掌に係るものについては産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長の所掌に係るものについては産業保安監督事務所長に、北陸産業保安監督署長の所掌に係るものについては北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任する。

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○経済産業省告示第七十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。なお、平成二十七年経済産業省告示第百七十六号（経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）は、平成二十八年四月一日限り、廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章に定める権限のうち、電力・ガス取引監視等委員会事務局長の所掌に係るものについては電力・ガス取引監視等委員会事務局長に、経済産業局長の所掌に係るものについては経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、産業保安監督部の支部長の所掌に係るものについては産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長の所掌に係るものについては産業保安監督事務所長に、北陸産業保安監督署長の所掌に係るものについては北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任する。

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○経済産業省告示第七十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
414732	岩間　隆寿
414734	野本　涼介
414735	櫻井　和宏
414736	伊藤　隆行
414738	坪井　優和
414740	塚田　光紀
414741	髙橋　慎哉
414742	**谷藤**　剛
414743	鈴木　翔大
414744	重平　寿光
414745	川野　昌規
414746	岡田　栄司
414747	池尾　京子
414748	江口　英樹
414749	加地　知之
414750	小島　秀幸
414751	塩川　圭佑
414752	澁谷　大樹
414753	寺田　茂樹
414754	平田　直人
414755	宮崎　博明
414756	野口　寛温
414757	氏家　洋輔
414758	水谷　眞規
414759	松島　達規
414760	櫻田　誠二
414761	岩本　真弥
414762	前　博行
414763	高木　宏尚
414764	外川　祥子
414765	佐々木尚樹
414766	隠塚　正幸
414767	青谷　智晃
414768	池本　郷志
414769	奥田　広志
414770	河端　章宏
414771	小山　典久
414772	柴原　可愛
414773	辰谷　良秀
414774	長谷川泰史
414775	並田　亮
414776	佐藤　康彦
414777	渡辺　浩平
414778	鈴木　勝己
414779	山田　圭介
414780	櫻井　貴大
414781	加藤　義親
414782	藤本　喜信
414783	筒井　康貴
414784	高原　庸輔
414785	洞口　潤
414786	**佐藤**　健
414787	名取　雅彦
414788	竹谷　信
414789	澤田　大
414790	浅田　博彦
414791	三輪　千里
414792	佐藤　和人
414793	岩浪　由
414794	松丸　宏司
414795	齊藤　玄
414796	畦地しおり
414797	細川　直幸
414798	笹倉　慎二
414799	大久保正道
414800	増井　敏行
414801	**渡邉**　岳志
414802	西岡　弘貴
414803	高井　善徳
414804	伊藤　由美
414805	横田　真道
414806	東　博士
414807	湯山　恭史
414808	池田　貴裕
414809	須藤　篤
414810	佐藤　邦彦
414811	関　真
414812	多賀　恵子
414813	森田　誠
414814	山口　哲司
414815	森　忠明
414816	富永　祐太
414817	大石　盛博
414818	野間　元太
414819	長野　知広
414820	三田　正広
414821	小泉　淳哉
414822	中野　庸介
414823	谷後　晃広
414824	中安　拓雄
414825	森　憲一郎
414826	飯尾　勝徳
414827	村山　拓也
414828	金田　哲郎
414829	**遠藤**　敬一
414830	山口栄一郎
414831	高森厚太郎
414832	松尾　光良
414833	藤田有貴子
414834	稲津　敏秋
414835	堀田　光太
414836	藤村　亮介
414837	寺田　利昭
414838	永原　善将
414839	楠　祐紀
414840	小島　直己
414841	竹田　健一
414842	谷原　実

○経済産業省告示第七十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	（変更前）	（変更後）
410370	服部　多希	友田　多希
413560	近馬明日香	原　明日香